

群馬の土地改良

No.249 令和元年11月30日



第42回全国土地改良大会（岐阜大会）

令和元年10月16日(木)、岐阜県岐阜市 岐阜メモリアルセンター「で愛ドーム」において、第42回全国土地改良大会岐阜大会が開催されました。

大会テーマ「清流で未来をうるおす土地改良～水土里の恵みを新たな世代へ～」のもと農業・農村の重要性と、「農」や「食」、「環境」を支える基盤となる土地改良事業（農業農村整備）の価値や役割を広く国民にアピールする場となり、今大会には全国から4,000名を超える土地改良関係者が参加しました。

岐阜県土地改良事業団体連合会の藤原会長の開会挨拶で幕を開け、主催者の全国土地改良事業団体連合会 二階会長の挨拶、また、岐阜県 古田知事、岐阜市 柴橋市長の歓迎のことば、農林水産省 伊東副大臣をはじめ、地元選出国会議員や県会議員から来賓祝辞がありました。

本会からは、土地改良区及び本会役職員等160名が参加し、土地改良事業功績者表彰では、農林水産大臣表彰6名、農林水産省農村振興局長表彰16名、全国土地改良事業団体連合会長表彰41名が表彰され、本県から中村堰土地改良区理事長 塚越秀行様が全国土地改良事業団体連合会長表彰の栄誉を賜りました。

引き続き、農林水産省農村振興局 奥田次長による基調講演が行われ、その後、岐阜県の優良地区事例として(株)寺田農園と、農事組合法人本戸営農組合から紹介されました。

また、大会宣言が岐阜県立恵那農業高等学校の学生2名によって力強く行われ、その後、次期開催県として本会の熊川会長が大会旗を引き継ぎ、挨拶を行いました。

翌日は、岐阜県下呂市「竹原農地・水・環境保全会」において事業視察を行いました。

令和2年度 群馬県当初予算に対する政調懇談会及び県への要望活動

令和2年度の群馬県当初予算編成にあたり、令和元年10月3日(木)、群馬県当初予算に対する政調懇談会が開催されました。

本会から熊川会長、栗林副会長をはじめ、各地域の土地改良事業推進協議会関係者、本会職員が出席し、農業農村整備事業の推進への理解とより一層の支援を要望しました。

その後、群馬県 吉野農政部長並びに岩下県土整備部長等に対して、要望事項を説明し、要望書を手渡しました。

政調懇談会(環境農林部会)への要望事項

- 全国土地改良大会群馬大会の開催について
- 農業農村整備事業等について
 - 1 農業生産力強化に向けた農業基盤整備の推進について
 - 2 農業水利施設の保全と管理に対する支援について
 - 3 ため池の防災、減災対策の推進について
 - 4 日本型直接支払交付金の活動推進について

- 5 再生可能エネルギーの推進について
- 6 県単公共事業の推進について
- 7 国土調査の推進について
- 8 農地中間管理事業への参画について

政調懇談会(産経土木部会)への要望事項

- 1 改築・更新事業の計画的・継続的な実施について
- 2 既存施設の更新計画策定等について



吉野農政部長への要望



岩下県土整備部長への要望

令和元年度 複式簿記導入促進特別研修会

令和元年8月26日(月)、前橋テルサ「つつじの間」において、「令和元年度 複式簿記導入促進特別研修会」が開催されました。

開会にあたり本会村上常務理事から挨拶があり、研修に移りました。

本研修会は、土地改良区体制強化事業により、全国土地改良事業団体連合会主催のもと開催され、土地改良区及び県職員、73名が参加し、熱心に耳を傾けていました。



研 修 内 容	講 師
土地改良区複式簿記の基礎知識	群馬県土地改良事業団体連合会 総務課 岡 聡史
勘定科目、仕訳の基礎知識	全国土地改良事業団体連合会 支援部 参与 田村 栄二 様
土地改良区会計基準の策定等	関東農政局 農村振興部 土地改良管理課 畠山 正弘 様
土地改良区会計基準と特殊実務	全国土地改良事業団体連合会 支援部 参与 田村 栄二 様
開始貸借対照表の作成準備	全国土地改良事業団体連合会 支援部 参与 田村 栄二 様

群馬県土地改良施設管理運営体制強化委員会

令和元年7月8日(月)、本会において、土地改良施設管理運営体制強化委員会が開催されました。

本委員会は、土地改良区体制強化事業（施設・財務管理強化対策）に基づき設置され、土地改良施設の円滑かつ適正な管理及び事業運営の透明化やガバナンスの強化を図ることを目的としています。

委員会は、本会村上常務理事、関東農政局農村振興部 飯田土地改良管理課長、群馬県農政部 女屋参事の挨拶の後、本会村上常務理事が議長となり、協議が行われました。



◆協議事項◆

- 1) 平成30年度土地改良区体制強化事業（施設・財務管理強化対策）業務実施報告について
- 2) 令和元年度土地改良区体制強化事業（施設・財務管理強化対策）業務実施計画について

群馬県受益農地管理強化委員会

令和元年7月8日(月)、本会において、受益農地管理強化委員会が開催されました。

本委員会は土地改良区体制強化事業（受益農地管理強化対策）に基づき設置され、群馬県における換地業務の実施に支障が生じうる地区において、円滑かつ適正な換地処分を図ることを目的としています。

委員会は、本会村上常務理事、関東農政局農村振興部 飯田土地改良管理課長、群馬県農政部 女屋参事の挨拶の後、本会村上常務理事が議長となり、協議が行われました。



◆協議事項◆

- 1) 平成30年度事業実施報告について
- 2) 令和元年度事業実施計画について

令和元年度 換地技術向上研修

令和元年7月23日(火)～24日(水)、本会において、県及び市町村並びに土地改良区等の職員35名の参加のもと、令和元年度 換地技術向上研修が開催されました。

参加者は新規担当者が大半を占めており、土地改良法や換地理論等の講義を受け、換地選定実務では、モデル地区の換地選定図に換地を割り込む作業を行い、換地計画書作成実務では、換地計画書を作成し、換地清算金を算出するなど、複雑な計算に熱心に取り組んでいました。



1日目

研修内容	講師
農地中間管理事業の概要	群馬県農業公社 農地管理係 唐澤 道央 様
基礎調査	調査・換地課 係長 佐野 明史
土地改良法の概要 換地理論 交換分合実務研修	関東農政局農村振興部土地改良管理課 換地指導官 前川 英樹 様

2日目

研修内容	講師
換地設計基準 土地評価基準	調査・換地課 補佐 内山 剛直
換地選定実務	調査・換地課 係長 櫻井 克弘
確定測量について	調査・換地課 補佐 阿久澤憲史
換地計画書作成実務	調査・換地課 技術指導監 丸橋 昇

利根川水系農業水利協議会 群馬県支部委員会 並びに第21回通常総会

令和元年6月24日(月)、高崎市「ニューサンピア」において、委員並びに関係者17名の出席のもと、群馬県支部委員会が開催されました。

開会にあたり、群馬県支部 羽鳥副会長、群馬県農政部 女屋参事から挨拶をいただきました。

その後、通常総会提出議案について審議され、原案のとおり承認されました。

委員会終了後、第21回通常総会が、会員並びに関係者48名の出席のもと開催されました。



議事に先立ち、羽鳥副会長、女屋参事から挨拶をいただくとともに、顧問・来賓の紹介が行われました。その後、羽鳥副会長が議長となり、議事が進められ、いずれも原案のとおり可決決定されました。

また、議事終了後、情報連絡として、「今後のため池対策について」群馬県農政部農村整備課 整備係 松本係長から説明があり、通常総会は閉会となりました。

◆議 事◆

- 第1号議案 平成30年度事業報告の承認について
- 第2号議案 平成30年度収入支出決算の承認について
- 第3号議案 令和元年度事業計画について
- 第4号議案 令和元年度会費及び徴収方法について
- 第5号議案 令和元年度収入支出予算について

群馬県農業集落排水事業連絡協議会 第29回通常総会並びに研修会



令和元年7月23日(火)、高崎市「ニューサンピア」において、会員並びに関係者40名の出席のもと、第29回通常総会が開催されました。

開会にあたり、山本会長代理として前橋市 青柳農村整備課長、群馬県県土整備部下水環境課 中野調整主監から挨拶をいただきました。

その後、青柳農村整備課長が議長となり、議案に基づき審議され、すべて原案のとおり可決決定されました。

また、通常総会終了後に、研修会として、群馬県県土整備部下水環境課 澤下補佐より「農業集落排水事業について」、地域資源環境センター 佐藤技術監より「農業集落排水事業の概要と今後の施策について」講演をいただきました。

◆議 事◆

- 第1号議案 平成30年度事業報告の承認について
- 第2号議案 平成30年度決算報告の承認について
- 第3号議案 令和元年度事業計画について
- 第4号議案 会費の負担基準及び納入方法について
- 第5号議案 令和元年度収入支出予算について
- 第6号議案 役員改選について

絵画コンクール表彰式

令和元年10月27日(日)、高崎市「イオンモール高崎」において、令和元年度農業集落排水に関する絵画コンクールの表彰式が行われました。

広報活動の一環として、農村地域の環境保全と農業集落排水事業の啓発・普及を目的に農村地域における「水と緑を取り巻く環境」を題材に、絵画コンクールを実施しました。

応募作品223点の中から、最優秀賞をはじめとした6賞の表彰を行いました。



☆最優秀賞【群馬県知事賞】

「楽しい田植え体験」

吉岡町立駒寄小学校5年 橋爪 太聖さん

令和元年度 多面的機能支払交付金 活動事例紹介及び事務研修会

令和元年9月19日(木)、「群馬会館」において、令和元年度多面的機能支払交付金 活動事例紹介及び事務研修会が開催されました。

開会にあたり群馬県農政部農村整備課 富澤水利保全対策主監から挨拶がありました。

研修会は下記のとおり行われ、活動組織や関係者、209名が参加し、熱心に耳を傾けていました。また、同時に、資源向上活動に関する資材・工法を提供する業者のブース展示を開催しました。



研 修 内 容	講 師
三区町環境保全隊の事例発表	三区町環境保全隊（栃木県那須塩原市） 事務局長 鈴木 良雄 様
会計検査について 優良活動表彰について 推進活動について	群馬県農政部農村整備課施設保全係 主幹 田村 篤史 様
事務研修会	群馬県水土里保全協議会（群馬県土地改良事業団体連合会） 係長 中川 勲

群馬県水土里情報利活用推進協議会 第1回通常総会

令和元年8月21日(水)、「前橋合同庁舎内地域防災センター」において、県や農業関係団体など73団体の出席のもと、群馬県水土里情報利活用推進協議会 第1回通常総会が開催されました。

開会にあたり、本会村上常務理事、群馬県農政部 女屋参事から挨拶をいただきました。その後、村上常務理事が議長となり、議事が進められ、いずれも原案のとおり可決決定されました。



◆議 事◆

- 第1号議案 平成30年度事業報告及び収支決算の承認について
- 第2号議案 群馬県水土里情報利活用推進協議会情報管理運用規程(案)の制定について
- 第3号議案 令和元年度事業計画及び収支予算(案)について

令和元年度「第1回監事会及び監査」

令和元年6月26日(水)、本会において、令和元年度「第1回監事会及び監査」を開催しました。

監査は下記のとおり行われました。

- (1) 平成30年度業務に関する事項について
- (2) 平成30年度会計経理に関する事項について

監査では、若田部代表監事から「調査・確認、協議をした結果、諸帳簿など特に問題はなく、概ね良好と認め、業務執行にあたっては、今後とも細心の注意を払うとともに、会員からの信頼のおける連合会であってほしい」との監査結果報告がありました。



令和元年度「第1回理事会」



◆議 事◆

- 議案第1号 平成30年度事業報告の承認について
- 議案第2号 平成30年度収支計算書の承認について
- 議案第3号 平成30年度財産目録の承認について
- 議案第4号 令和元年度収入支出補正予算について
- 議案第5号 群馬県土地改良事業団体連合会
渋川支部副支部長の委嘱について

令和元年7月31日(水)、本会において第1回理事会を開催しました。

はじめに、熊川会長から挨拶をいただき、議事に入りました。

理事会は、理事11名、監事3名の出席のもと行われ、議案はすべて原案のとおり議決されました。

2019ウォークイン邑楽が開催されました

令和元年10月27日(日)、邑楽土地改良区主催のもと「2019ウォークイン邑楽」が開催されました。

邑楽土地改良区事務所を起点とした、板倉町の土地改良施設を巡る全行程約6.0kmのコースを歩きました。地元芸能鑑賞会、うなぎの蒲焼きや日本一のきゅうりが当たる抽選会が行われ、参加者全員に新米おにぎり、豚汁の試食などが振る舞われました。



農業用ため池を所有・管理している皆様へ

農業用ため池の届出制度が始まりました

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。(令和元年7月1日施行)



農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を都道府県に届け出ることが必要となります。

Q 届出が必要となるため池は？ ⇒ 農業用に利用される全てのため池です。

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

Q 届出の期限は？ ⇒ 法律の施行日（令和元年7月1日）以後、農業用ため池を設置や廃止する時、又は届出情報に変更があった場合、遅滞なく届出する必要があります。

※法律の施行日前に設置された施設については、施行日から6か月以内に届出をする必要があります。

Q 届出をすべき人は？ ⇒ 農業用ため池の所有者です。

※法律の施行日前に設置された施設については、所有者又は管理者のいずれかです。

防災上重要な農業用ため池を都道府県が指定する制度も始まりました

決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用のため池を、都道府県が「特定農業用ため池」に指定します。

注)「防災重点ため池」のうち、行政機関が所有する施設を除いたものが、法律による「特定農業用ため池」に指定されることになります。

＜指定基準＞

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

Q 特定農業用ため池に指定されると？

① ハザードマップ等を作成し、災害時の円滑な避難を図ります。

●市町村は、特定農業用ため池の決壊等に関する情報の伝達方法、避難場所や避難経路を記載したハザードマップ等を作成し、地域住民への周知に努めます。

② 堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可が必要となります。

●特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為など、ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、都道府県の許可が必要になります。

●土地改良法に基づく土地改良事業、堆積土砂のしゅんせつや堤体の修繕等の管理行為、非常災害時の応急措置、決壊を防止するために行う防災工事は許可が必要な行為には該当しません。

③ 防災工事計画の届出が必要となります。

●所有者や管理者が、決壊を防止するために防災工事を実施する場合は、30日前までに都道府県に計画を届け出る必要があります。

●必要な防災工事が実施されない場合、都道府県が、勧告、命令、代執行を行うこととなります。

④ 市町村による施設管理が可能となります。

●所有者が不明で、適正に管理されなくなるおそれが高い施設について、都道府県の裁定を受けて、市町村が施設管理権を取得し、ため池の維持管理に必要な措置をとることができるようになります。

今後の予定

開催日時	主催者名	行事名	開催場所
11月7～8日	本会	土地改良区等役職員研修会	ホテル木暮（渋川市）
11月11日	全国土地改良事業団体連合会	農業農村整備の集い	砂防会館（東京都）
11月22日	群馬県農業農村整備研究会 群馬県土地改良事業団体連合会 農業農村整備部会	群馬県土地改良事業団体連合会農業農村整備部会及び宮城県・群馬県農業農村整備研究会 合同開催セミナー	群馬県公社総合ビル（前橋市）
11月29日	本会	第2回理事会	本会
12月20日	本会	第2回監事会及び監査	本会

群馬大会のポスター



夢ふくらまそう・未来はぐくもう
ぐんまの農業農村整備



群馬県土地改良事業団体連合会ホームページ
URL: <http://www.kakasi.or.jp/>

水土里ネット 群馬

本 所	〒371-0844 群馬県前橋市古市町二丁目6番地4 TEL 027-251-4105 fax 027-251-4139
中西部事業所	〒371-0844 群馬県前橋市古市町二丁目6番地4 TEL 027-251-4106 fax 027-251-4222
利根・吾妻事業所	〒378-0031 群馬県沼田市薄根町3507-1 TEL 0278-23-2161 fax 0278-23-2180
東 部 事 業 所	〒370-0392 群馬県太田市新田金井町29 (太田市新田庁舎内) TEL 0276-55-6185 fax 0276-55-6186